明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二六五）　三

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二六六）　四

○土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（二六七）　四

○薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六八）　四

○薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二六九）　四

〔省　令〕

○薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働八七）　四

○再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（同八八）　三四

○再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（同八九）　三七

○再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（同九〇）　四一

○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同九一）　四三

〔告　示〕

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働三〇〇）　四四

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同三〇一）

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同三〇二）

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同三〇三）

〔官庁報告〕

官庁事項

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（内閣）　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二六年八月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二五年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二六年八月一日から施行することとした。

◇土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（政令第二六七号）（環境省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

2　土壌汚染対策法（平成一四年法律第五三号）に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、指定調査機関に係る事務は指定都市の長等が行う事務に含めないこととした。（第八条関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（土壌汚染対策法の一部改正の施行の日（平成二七年四月一日））から施行することとした。